

(11) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和5年度)

給 与 費	8,796 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他事情を考慮し、県給与条例に準じて常務理事が決定する。	
	高校卒		
事務職	大学卒		
	高校卒		

5 職員手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	[支給割合]		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225 月分	0.875 月分
	12月期	1.225 月分	0.875 月分
	計	2.450 月分	1.750 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
[令和5年度実績]			
1人当たりの平均支給額		1,002,610 円	

区 分	内 訳															
退職手当 (県の規定に準ずる)	<p>[支給率]</p> <table border="1" data-bbox="443 286 1228 521"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.270750 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.709000 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置)</p> <p>定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)</p> <p>*25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。</p> <p>[令和5年度実績]</p> <p>支給実績なし</p>	区 分	自己都合	早期退職・定年	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
区 分	自己都合	早期退職・定年														
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分														
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分														
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分														
勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分														
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	<p>[令和5年度実績]</p> <p>1人当たりの平均支給年額 333,397 円</p>															

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表 8 級、9 級及び 同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない
		イ 子	10,000 円
		15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 5 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 14,000 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受け ている者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の 2 分の 1 相当額
		〔令和 5 年度実績〕 支給実績なし	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額(1月当たり2万円を限度))	
		エ 駐車料金を負担している場合	①通勤手当加算 通勤のため自動車を使用し、及び駐車場の利用にかかる料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 1,000 円を上限とする。) (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1月当たり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
[令和5年度実績]				
		1人当たりの平均支給月額	10,650 円	
6 役員の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在) 制度なし				
7 給与制度の変更 (1) 変更内容				
区分	変更後		変更前	変更理由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分	6月 期末 1.200月分 勤勉 0.850月分	12月 期末 1.250月分 勤勉 0.900月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和6年4月1日				